○関東地方整備局告示第７１号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年三月四日

関東地方整備局長　下保　　修

第１　起業者の名称　神奈川県

第２　事業の種類　二の足沢砂防工事（第１期工事）及びこれに伴う附帯工事

第３　起業地

１　収用の部分　神奈川県厚木市七沢字一ノ足沢及び字二ノ足沢地内

２　使用の部分　神奈川県厚木市七沢字一ノ足沢及び二ノ足沢地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、神奈川県厚木市七沢字一ノ足沢及び字二ノ足沢地内の区域（以下「本件区域」という。）を全体計画とする「二の足沢砂防工事及びこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、砂防法（明治30年法律第29号）第１条に規定する砂防設備に関する事業であり、法第３条第３号に掲げる砂防法による砂防設備に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う工事用道路の設置工事は、法第３条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

本件区域は、砂防法第２条の規定により、昭和７年２月４日付け内務省告示第22号、

昭和８年３月30日付け内務省告示第86号、昭和８年10月30日付け内務省告示第365号及び平成10年３月10日付け建設省告示第484号において砂防指定地の指定を受けており、同法第５条の規定により神奈川県知事は、本件区域における砂防設備の工事を施行するものとされていることなどから、起業者である神奈川県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

一級河川相模川水系玉川支渓二の足沢（以下「二の足沢」という。）は、神奈川県厚木市と伊勢原市との行政界の標高720.5m地点を水源とし、神奈川県厚木市七沢字一ノ足沢及び字二ノ足沢地内を流下して一級河川相模原水系玉川支川七沢川に合流後、厚木市七沢地内を流下し玉川へ注ぐ流域面積1.572k㎡、流路長約3.4kmの普通河川である。

二の足沢流域の渓流は渓床勾配１／４以上の急峻な区間が上流域に存在するとともに、流域内の渓流のいたるところに転石を含む不安定土砂が堆積し、山腹には崩壊地跡も複数存在している状況で、近年多発している豪雨に伴う土石流発生の可能性が高く、広沢寺温泉（宿泊施設）など３戸の人家をはじめ、耕地、道路、橋梁等に多大な被害を及ぼすことが危惧されていることから、「総合的な土石流対策の推進について（建設省河砂発第50号昭和57年９月１日付け砂防部長通達）」に基づく土石流危険渓流に位置づけられている。

本件事業は、このような状況に対処するため、本件区域に２基の砂防えん堤を整備することにより、豪雨に伴い発生する流出土砂及び流木を捕捉、抑制することを目的とした事業である。本件事業による砂防設備の完成により、土石流の抑止が可能となり、二の足沢流域の地域住民の生命、財産及び社会資本の保全が図られるものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2)　失われる利益

本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者の調査によると、本件区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）により、起業者が保護のために特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、豪雨時における土石流災害を防止し、二の足沢流域の地域住民の生命、財産及び社会資本の保全を図ることを目的として砂防えん堤を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、国土交通省河川砂防技術基準（平成16年国土交通省河川局策定）等に定める規格に適合していると認められる。

本件事業における砂防えん堤の位置については、申請案である上流配置案のほか、下流配置案について検討が行われている。申請案と下流配置案を比較すると、申請案は、既設林道の付替え等の関連工事を要しないため、取得用地面積が少ないこと、施工性に優れること、事業費も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行により生じた、附帯工事として行う工事用道路の設置工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがっ

て、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

３(1)で述べたように、二の足沢下流域は、人家や耕地などが存しており、豪雨時には土石流等による災害が発生するおそれがあることから、できるだけ早期に砂防設備の整備を行う必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　神奈川県厚木市役所